

日本体育大学紀要 (Bull. of Nippon Sport Sci. Univ.), 42 (2), 67-77, 2013

【原著論文】

日高藤吉郎による「日本体育会」設立とドイツ体育

萩 浩三

体育史研究室

A study on the establishment of “Nippon association of physical culture (Nihon Taiikukai)” by Tokichiro HIDAKA and physical culture in Germany

Kozo OGI

Abstract: The purpose of this study is to examine the establishment of “Nippon association of physical culture (Nihon Taiikukai)” by Tokichiro HIDAKA and physical culture in Germany.

For the construction of the modern nation-state, Tokichiro HIDAKA (1857-1932) has envisaged an organization working to inspire awareness and defense strength improvement of vocational training of military personnel by the private sector, from the standpoint of public health and the private sector.

Against the backdrop of the rise of nationalism, HIDAKA was Nippon association of physical culture concept is considered to be the need for an organization to encourage and promote national sports are keenly aware, and is one that has been opened. Is understood to be an organization that was conceived with the intention of training the body “Westernized” Nippon association of physical culture also.

Touching more information about the circumstances of Physical countries and range When founded the Nippon association of physical culture said that it was not, not affected in physical education anywhere in the country, the organization physical education and modern source of original ideas I cannot assert to have been formed. To bases that HIDAKA was fluent in German, and that there are many discussion about the gymnastics of Germany affected by the situation physical culture in Germany at that time, in this paper, he is to envisage the creation of the Nippon association of physical culture there I guessed was everywhere.

(Received: November 5, 2012 Accepted: December 24, 2012)

Key words: Tokichiro HIDAKA, Nippon association of physical culture (Nihon Taiikukai)

キーワード：日高藤吉郎, 日本体育会

1. はじめに

日本体育大学の歴史を紐解くことは近代日本の体育及びスポーツの歴史を語ることに等しいと言われる。それは明治24(1891)年に本学の経営母体である学校法人日本体育大学が「体育会」の名称を以て産声を上げ、国民体育及び学校体育の奨励・促進に大きく与ってきたことによる。日高藤吉郎(1857～1932年)という時代の寵児が、近代国民国家建設のために、民間の立場から民間による職業軍人の養成、国民の健康と体力の向上及び国防意識の鼓舞に取り組む組織を構想し、下士官養成機関としての「文武講習館」の開校(1885年)、「体育会」の開設(1891年)、社会教育組織

として「通俗教育会」の結成(1900年)をそれぞれ成し遂げてきた。つまり日高が構想した「体育会」(翌年、日本体育会と改称、以下、日本体育会と表記)はナショナリズムの高揚を背景に、国民体育を奨励・振興するための組織の必要性が痛感され、開設されたものであるとみなさねばなるまい。言うまでもなく日本の「近代」は明治期に始まり、その近代とは「ヨーロッパ近代」を受け容れた時代のことを言う。そのため、この時期の日本における「近代化」とは「西欧化」(「欧米化」)を指しており、日高が創設した「体育会」も当然、身体訓練の「西洋化」を意図して構想された組織であると解されよう。しかし、従前の研究では日高の人物像や日本体育会創設に関する詳細な検討は加えら

れてきたものの¹⁾、創設者日高がモデルとした組織が、欧米のどの国のどのような組織であったのについて詳しく知らされてこなかったと言わねばならない²⁾。

一方、この日本体育会は兵式教練の学校であると世間から捉えられていたこと³⁾、また日高が陸軍出身者であったことから、フランス陸軍の影響を受けた軍隊のための学校であるとみなされることもあった。しかし、日高の体育に関する思想を眺めたときには、いわゆる「軍隊学校」であると断じることはできない。日本体育会を創設するにあたって範とした国の体育事情について詳しく触れることはなかったとはいえ、どの国の体育にも影響を受けず、日高の独創的な考えのもとで近代的な体育組織が結成されたと断言することもできないのである。

そこで本稿では、日高自身がドイツ語に堪能であったことやドイツの体操に関する論稿が多いことなどに着目し、「体育会」の創設を構想する際に当時のドイツの体育事情が大いに参考にされたのではないかと推察し、日高が「日本体育会」を設立するにあたって具体的にどのような体育論を基盤としていたのか、検討を加えようというものである。

2. 明治期におけるドイツ体育の受容 一日高によるドイツ体育受容の史的背景一

幕末から明治維新にかけて西洋の身体訓練の基本形式が紹介された。高野長英・岡研介共訳の『蘭説養生録』(文化10(1810)年頃)の中で「運動論」として紹介されたのが最初である⁴⁾。これは西洋伝来の公衆衛生学の最初の紹介書であるとみなすことができるが、この幕末の時期において最も大きな影響を与えたのが文久3(1863)年に杉田玄端(1818～1889)によって訳述された『健全学』である。これはイギリス人医師のロバート・ゼームス・メン(Mann Robert James; 1817-1886)によって1850年に刊行された『ゲソンドヘイドレール』(原書表記不明)であるが、ここでは運動の効用論が詳細に説かれていた⁵⁾。

また、慶応3(1867)年に久我俊斎がオランダのペルシルレ(Persille)によるものとされている『三兵養生論』を訳述している。しかし、運動の効用論については『健全学』に比して詳述されているわけではない⁶⁾。これに対して慶応3(1867)年に辻勉介によって抄訳された『扶氏養生法』は「運動編」の中で「運動の注意」を掲げて「ギムナスチーキ」に関して論じている点で注目される。原書はドイツ人フーフランド(Hufeland C.D; 1762-1836)が1796年に刊行した“Kunst, das menschliche Leben zu verlaengern”であるが、抄訳は英訳本を原本として試みられている。このように、西洋における身体訓練の基本方式は健康科学

や公衆衛生学の方面から次々と紹介され、その発信源は主としてドイツにあったと言えるだろう。

一方、明治期を迎えてから新政府は富国強兵主義を軸に西欧に倣った国民国家建設に向かい、兵制ではオランダ・フランス・ドイツ式が次々と採用され、学制ではオランダ・フランス・アメリカ・ドイツ等の教育制度が範とされた⁷⁾。これを体育に関連付けて眺めると、前者は運動教材としての兵式体操と後者は運動教材としての体操とにそれぞれ関連することが解る。前者の兵式体操は明治19(1886)年、森有礼によって発せられた「学校令」をもって教材化されたものであるが、これは陸軍の「体操教範」に基づいている。この体操教範は明治6(1875)年にフランスの軽歩兵大尉エシュマン(A. Esheman)が出版するよう建議し、翌7(1874)年1月に刊行されている。これにあわせて我々が『体操書』⁸⁾の邦訳を通して知ることのできるフランスの歩兵軍曹のジクロ(Ducros F.J)を招聘して陸軍の体操は急速に進展していったと言われている⁹⁾。他方、後者は学校体操として理解され、その中心は日本の近代体育の礎を築いた「体操伝習所」(明治11(1878)年11月開設)から発信された体操である。この体操はアメリカのアマースト大学医学部卒業生であるリーランド(G. A. Leland; 1850-1924)が日本に紹介した“Normal gymnastics”を「普通体操」と邦訳し、紹介したものである¹⁰⁾。この普通体操は明治期の学校体操の中心的運動教材として機能している。このように、明治期の学校体操はフランス方式の兵式体操とアメリカの普通体操とによって構成されていたとみななければならない。

しかし視点を変えると、ドイツ方式の体育制度が明治期の学校体育に少なからず影響を及ぼしていたと言うことも可能である。明治6(1873)年の学制の施行に伴い今日で言う「体育科教育」は「体術」と表記され、西洋風の最初の運動教材が提示された。教師にとって体育の何んたるかを理解できなかった時代であったことから、教師用参考図書として一枚の大きな紙に体操運動の絵が順番に図示された。本参考図書は訳出されたもので「榭中体操法図」と呼ばれ、ドイツ人医師シュレーバー(Daniel Paul Schreber; 1808-1861)によって著わされた『医療的室内体操』(Arztliche Zimmer-Gymnastik, 1855)の巻末の付図を翻刻したものである¹¹⁾。さらに、ドイツ出身のお雇い外国人の影響も看過できない。ドイツ人医師のエルビン・ベルツ(Erwin Baelz; 1849-1913)がそうである。彼は、明治20(1887)年に文部省内に設置された学校衛生顧問会議において、その後の明治期学校体操の方向性を示す大きな役割を果たしたとも言われている。構成員としてベルツは体育に関する枢要な影響力を発揮していた

のである¹²⁾。その彼がまた、日高によって創設された日本体育会においても「体育」と題する演説を行っている点についてさらに注目しておきたい¹³⁾。このことは、日高の関心がフランスの軍事教練だけに留まらなかったことを窺い知る貴重な機会であったからである。

このようなことから、明治期において新政府は欧米の近代的な制度・文化を受容（吸収）しながら、さらに展開を図っていったことが解されるが、その中でも体育の分野においてドイツ体育は、少なからぬ影響を与えているということができよう。次に取り上げるように、日高藤吉郎が日本体育会を創設した明治24（1891）年当時、その時のドイツの体育事情に関して興味を抱き、積極的に関連する知識（情報）の蒐集（吸収）を思い立ったとしても何ら不思議なことではないのである。

3. 日高藤吉郎の体育論にみるドイツ体育

1) 日高の経歴にみるドイツ体育との接点

日高と同時代を共有した真行寺朗生と吉原藤助は昭和3（1928）年に『近代日本体育史』を著わし、日本体育会の創立と創設者について次のように記している¹⁴⁾。

明治24年8月、日高藤吉郎氏等の奔走によって日本體育會が創立せられた。この會の成立に關して専ら拮据經營の任に當つた日高氏は、陸軍の出身者で主として體育を軍事的方面より鼓吸した。ために創立當時の日本體育會は、著しく佛國の兵事教育に類して居つた。従つて一部の人々から『體育會は軍隊教育の豫備をなす所だ』などと誤解されたことなどもある。けれども本會の主旨は、軍事のそれではなくて國民體育の振興てふことが、其の主要なる眼目であつた。

この引用から明らかなように、日高の創立による日本体育会は彼の出自からフランスの軍事教練の影響を受けているとみなされてきたところであるが、しかし国民体育の振興を目指しているその意図から軍事教練だけが念頭にあったとは言い難い。日高による日本体育会創立の精神は「体育富強之基」にあり、近代産業に従事しうる強健な身体の育成を目指していたのである。フランス式の軍事教練だけではなく、その他の身体訓練の基本形式をも模索しており、それは日高が陸軍退役後にドイツ語学校の門を叩いていることから推すことができよう。日高が創設した文武講習会（後の成城学校、現成城高等学校）に伝わる履歴書はそのことを教えてくれている¹⁵⁾。なお、日高直筆の履歴書は2通残されているが、ここでは後に記された履歴書を引いておくことにしたい。

履 歴 書	
東京市牛込區市ヶ谷柳町二十五番地平民	
勲七等 日高藤吉郎	
安政四年一月一日生	
一 明治七年	臺灣征討之際壯兵トシテ東京鎮臺歩兵第聯隊、入隊
一 同 八年	臺灣平定ニ付壯兵除隊被申付
一 明治九年 一月十一日	教導團歩兵第一大隊、入隊
一 同 年 六月十四日	二等生徒申付
一 同 十年 四月 五日	教導團學術卒業候
一 同 年 四月 九日	任陸軍伍長東京鎮臺附被申付
一 同 年 四月 十日	神戸表へ出張被申付
一 明治十年 九月十九日	賊徒平定ニ付凱旋歸京被申付
一 同十一年十二月廿九日	鹿児島賊徒征討ノ際盡力其功不少候ニ付勲七等ニ叙シ年金四拾六円下賜
一 同十二年 七月十二日	任陸軍歩兵軍曹
一 同十五年 九月廿五日	一等給下賜
一 同十七年 三月 七日	精勤證書下賜
一 同 年 三月	射撃優等徽章ヲ受ク
一 同 年十二月	獨逸學協會學校変則科、入學修業中同変則科廢止ニ付更ニ科外トシテ三年間修業
一 同十七年十一月	文武講習館設立後チ成城學校ト改ム
一 同十九年ヨリ 同廿二年マテ	專修學校科外生トシテ三年間法律學修業
一 同廿四年 八月十一日	日本體育會設立
右之通り	
成城學校設立者	
日高藤吉郎 印	

日高が日本体育会を創設しようとした時代はドイツの医学が本邦の医学の中軸をなし、ドイツ由来の体操の運動はもとより、アメリカから伝えられた体操の運動も医学的合理性が求められていた。日本の学校体育の父¹⁶⁾と称されたりーランドは母校アメリカのアマースト大学の医学部で学んだ医師であり、彼が日本に持ち込んだ普通体操はダイオルイス（Daio Luis; 生没年不詳）の提唱する体操で、ドイツ体操の影響を強く受けている¹⁷⁾。このようにその当時の日本の体育界は体操の運動に西洋の医学的合理性を求め、なかでも最も発達しているドイツの医学に裏打ちされているであろう体操理論に日高が注目したことは看過できない。加えて、日高は当時ドイツ語学校、すなわち「獨逸學協會學校」（現獨協大学）にも通っており、ドイツの体操理論を修得するには十分な能力（語学力）を有

していたとも言えよう。彼は明治17(1884)年12月から3ヶ年余に渡って「ドイツ学」を学んだことによって、ドイツの体育に関する様々な理論を直接吸収することができたのではないだろうか。さらに、組織論についてもおそらく専修学校で学んだことが考えられる。当該の専修学校(現専修大学)においてドイツの法律を学んだか否かについては確認できないが、この学校が法律学校として開校していることや欽定憲法がプロイセンのものを範としていることなどから、日高はここでドイツの組織論に関して、その語学力(ドイツ語力)を活かして学修に取り組んだと推すことができよう。

2) 日高の論稿にみるドイツ体育論

日高の体育論に関する研究はこれまで十分になされることはなく¹⁸⁾、日高がドイツの体育理論の影響を受けたとする検討結果が示されることもなかった。そこで、本稿で「日本体育会」という組織を結成するための理論としてドイツの体育理論を取り上げていることから、以下において日高による日本体育会の設立時を前後する時期に限定して彼の体育論を検討することにしたい。そもそも日高の体育に関する論述は少ない上、さらに時期を限定すると、成城学校の有文会機関誌(『有文会誌』)に掲載されている以下の4編を数えるに過ぎない。

1. 体育会設立ノ要旨, 第14号, 明治14年12月, pp. 48-49
2. 器械体操効験ノ綱要, 第15号, 明治15年1月, pp. 55-58
3. 体操論(第一・第二・第三), 第29号, 明治26年3月, pp. 43-48
4. 体操論(第四), 第31号, 明治26年5月, pp. 46-47

上記の4編は日高が抱いた体育奨励のための見解を証している史資料であるが、この他にも成城学校の生徒を対象にした論稿(「学生ノ心得」)は注目に値する。なぜなら、その心得の中で「体操科ニ関スルコト」¹⁹⁾を取り上げ、「学校における体操科の必要性」「体操運動の効用」「国民体育」論を日高が詳細にわたって展開しているからである。

①学校における体操科の必要性

「学生ノ心得」の中で示された「体操ニ関スルコト」から日高の体操科に関する考え方が見えてくる。この考えは後に「日本体育会体操練習所」を開設する根拠になっているものである。彼は「体操科ト稱スルハ操練, 器械体操, 銃槍術仕合等ヲ謂フナリ」とした上で、「体操科ヲ設ケ一學学科トシテ教授スル所以」について、次のように個人の健康に注目した。すなわち「凡

ソ人ハ身軀健康ナラサレハ心志剛強ナル能ハザレハ事ニ耐ル能ハズシテ其成功ヲ得ル能ハス而シテ身軀ノ健康ナルヲ欲セハ身軀ヲシテ運動セシムルニ如クモノナシ是レ人身窮理家ノ研究ト世人一般ノ實驗トニ因リテ明白ナリ」として、個人の健康を図るには身体を運動させる必要があることを学問の上から説いている。次いで、この理論を根拠に「故ニ國家ノ富盛ナラシメシコトヲ欲セハ先ツ國民ノ健康ナランコトヲ謀ラサル可カラステニ學生ニ在ツテハ日々講堂ニ在リ労働少クシテ心氣勞シ腦力ヲ用フルコト多ケレハ体操ノ科ニ依リ以テ身軀ヲ養ハサル可カラサルナリ」と述べ、「体操科」を通して国民一人ひとりの身体を健康にした上で国家が富国の目的の下、国民の身体を絡め取る考えを示している。さらにこの考えは、強兵の国家を建設する上でも示される。「一ニハ軍人缺ク可ラザルノ技藝ヲ演習スルナリ蓋シ學生ハ將來假令ヒ軍人ノ職ヲ奉セサルニモセヨ今ヤ舉國皆兵ノ制ナレハ其公務ハ免ル可ラス不幸ニシテ國家一朝兵を用フルノ事アラハ官民共ニ軍役ニ従事セサル可ラサルハ論ヲ待タサル所ナリ況ンヤ學生ニアリテハ將來朝野ノ要職ニ當ル者ナリ即チ一朝國民軍ヲ用ヒサル可カラサル時ニ至ラハ其ノ將校等ニ撰擧セラル、者ナルニ於テオヤ」と語り、学生は特に軍人として国民の義務を遂行しなければならず、その職業に必要な技術の修得に努めねばならないと説き、学生の身体は、こうして体操科を通じ「軍人の身体」として国家に取り込まれていくことになるのである。

②体操運動の効用

さらに日高は、「器械体操効験ノ綱要」の論考を通して体操運動が人体の健康に及ぼす好影響についても語っている。この論考のタイトルから、「器械体操」に限定した運動の「効験」について論じているようにみえるが、実際にはその運動を体操運動一般にまで広げ、その生理学的・解剖学的効用について論じていることに注目したい。

まず、日高は「器械体操」について「第一 血活潑ナル鋭氣ト、勇敢ナル精神トヲ養成ス」「第二 身体ヲ敏捷ニス」「第三 身体ヲ強壯ニス」の3つの「効験」を掲げ、最初に掲げた第一の「効験」を次のように勇敢なる身体の形成にあるとした²⁰⁾。

器械体操ハ、漸次ニ近易ナル技術ヨリ高等ナル技術ニ及フ者ニシテ、自然險冒シ危ヲ凌キ毫モ恐怖セザル習慣ヲ爲スベシ。〈中略〉是レ習慣ヲテ遂ニ体氣ヲ誘導シ、勇敢剛毅ノ心志ヲ養ヘバナリ

この第一の「効験」に対し、第三の「身体ヲ強壯ニス」の「効験」は、「身体ノ強壯ハ、体中各部系統作用

ノ適良ニ因ル者ナリ。而シテ之レカ適良ノ作用ヲ計リ、血行強盛ノ利ヲ得ムトセバ、運動ヲ爲スニ如ク莫シ」とし、さらに具体的に「筋肉」「血行」「呼吸」「皮膚」「栄養」「神経」に対しても体操運動は「効験」があると語っている²¹⁾。それでは日高は、係る医学的見地からの運動の効用についてどのようにしてその知見を入手したのであろうか。ドイツ語を学修していた日高にあって、ドイツの専門文献から蒐集されたことが推察される。しかし、実際には日高が信頼していたとされる人物の体育論を基に運動の効用論が展開されていた。その人物とは大谷清であり、その体育論とは彼が『有文会誌』に寄せた論考「体育要旨」である²²⁾。

大谷はその「体育要旨」の冒頭、「躰育トハ、躰力養成ノ學ニシテ、教育學ノ一部ニ属ス」とした上で²³⁾、「躰育ノ要旨ヲ概言セハ乖戾セサル所ノ力技ナリ。又衛生運動ナリ。」とも示している²⁴⁾。そして「体操ノ種類」として「普通体操」(徒手演習・器具演習)²⁵⁾と「兵式体操」(柔軟体操・器械体操)²⁶⁾とを掲げ、その実施方法について論じ、最後に「体操ノ効験」を取り上げている。大谷は「体操の効験」について、「躰育普通ノ効験ハ運動ノ何タルヲ論ゼズ、多少身体中ノ各部系統作用ヲ興奮スルヲ常トス。殊ニ躰操ハ預メ此ノ趣旨ニ適合セシメ躰發育ノ源泉ヲ開發スル者ナルガ、故ニ此ノ種ノ効験ヲ名ケテ躰操ノ効験ト云フ」と示した上で、「近世學士ノ説ニ依ルニ、躰發育ニ要スル系統作用ヲ六ニ分テリ即チ筋肉、血行、呼吸、皮膚、栄養、神経、是ナリ」とし、その説の概略を提示している²⁷⁾。

この概略に則ってさらにその詳細を示したのが、日高の論考であったと言う²⁸⁾。このようにみえてくると、日高の運動の効用論は西洋近代医学を基礎とした体育論に依拠したものであったことが解る。日高が大谷の論文だけでなく、軍医の長谷川春朗の論考²⁹⁾を『有文会誌』に掲載したこともその事情を物語っている。

③「国民体育」論

日高の国民体育論の披瀝は彼の手になる「日本体育会設立ノ要旨」にみることができ、この要旨については次項にて取り上げるので、ここでは彼が明治26(1893)年3月刊行の『有文会誌』に寄稿した「体操論」を取り上げ、論ずることにしたい。日高が提唱していた国民体育論の概要は次の引用の中に示されている³⁰⁾。

夫レ身躰健康ナラザレバ心志剛強ナル能ハス心志剛強ナラザレバ事ニ堪ヘ業ヲ遂ルヲ得ズ而シテ身躰ノ健康ヲ養成スルハ運動ヨリ善キハ莫シ是レ人身窮理家ノ定論ニシテ宇内各国ノ是認スル所ナリ故ニ大事ヲ成シ鴻業ヲ遂ケント欲セバ先ヅ身躰運動シテ以テ其ノ健全獨立ヲ圖ラザル可カラズ是ヲ以テ方今萬

國ノ教育ハ皆其首ニ居ケリ蓋シ苟クモ知能運輸ノ淵源タル体格ノ完全ヲ失ヘバ或ハ士官シ或ハ勤學シ或ハ農工商業ニ従事スルモ皆其ノ業ヲ全クスルヲ得ザレバナリ

殊ニ全國人民ハ齡十七歳ニ達スル以上ハ総テ國民軍ニ編入セラレ護國ノ義務ヲ負フ者ナリ即チ國家緩急ノ時ニ際シ身ヲ挺テ王愾ニ敵シ國疆ヲ守備セザル可カラズ是ヲ以テ凡ソ國民普通ノ運動ハ戰術ノ變遷ニ従ヒ其方法ヲ異ニセザルヲ得ズ是レ今日ニ於テ躰操術ノ必要ナル所以ナリ故ニ此躰操術ハ一ハ自己身躰ノ健康ノ為メ一ハ國家ニ尽スル義務ノ為メ國民學ツテ勵マサル可カラザルナリ殊ニ讀書研究等ニ専ラナル學生ノ日々室内ニ在リテ労働少ク心氣ヲ勞シ腦力ヲ費ス多キ者ハ一層之ヲ修セザル可カラズ況ンヤ今日此等ノ學生ハ他日朝野ノ要地ニ当リ一朝國民軍をモチイラル、者ナルニ於テヲヤ

上記の日高の国民体育に関する考え方は、明治24(1891)年12月に同じ『有文会誌』に投稿した彼の手になる「体育会設立ノ要旨」を写し取ったものである。身体が健康でなければ強い志をもって事にあたりそれを成就することができないので、如何なる職業に就こうとも、身体を運動させて健全な身体を形成する必要がある、とすることを前提に論じている。しかし、その本来の体育奨励のねらいは、「いざ鎌倉」に備えて、軍事に堪える身体を形成することに置かれていると言わねばなるまい。身体を運動するための術としての体操術は一つには自己の身体のためであり、一つには国家に奉公しうる身体(国民軍の一員たる身体)の強壯のためである、との考えが、上掲引用の中に含まれているからである。ここに新時代の人びとの身体の国民化にあたって体操術に期待した日高の見解(すなわち「国民体育」論)をみることができると指摘しておきたい。

4. 日本体育会の設立趣意書とその組織にみるドイツの体育論

1) 日本体育会設立の趣意書にみる近代体育の理念

明治新政府は近代国民国家建設のための課題の一つに「国防」を置き、近代的な国民軍を編成した。そのために「徴兵制」を敷き、国民皆兵を制度上で保障した。白兵戦に備えて強兵づくりが課題となり、その課題を達成するためには兵士の身体を強健・強壯に保っておく必要があったと言う。徴用の期間だけではなく、徴用されるまでに強壯な身体づくりをしておくことが求められ、日高は国民皆兵を睨んだ、国民一般の軍事予備教育としての体育の必要性を説いていったのである。日高藤吉郎の名の下で披露した「体育会設立ノ要

旨」には国民一般に体育の必要性を論じることに主眼が置かれ、軍事予備教育に直結するという論法では体育の問題が取り上げられている訳ではない。ここでは体育は健康の増進の有力なる手段であるという観点から意見が開陳され、軍事予備教育の第一義的な手段として説かれることはなかったのである。日高の体育に関する理論と体育の必要性とが凝縮して盛り込まれている「日本体育会設立ノ要旨」を次に掲げておきたい³¹⁾。

〔日本体育会設立ノ要旨〕

夫レ身体健康ナラザレハ、心志剛強ナル能ハズ。心志剛強ナラザレハ、事ニ堪ヘ業ヲ遂クルコト能ハズ。而シテ身体ノ健康ヲ欲セハ、身体ヲ運動スルヨリ善キハ莫シ。是レ人身窮理家ノ定論ニシテ、今ヤ世人一般ノ恒言スル所ナリ。故ニ大事ヲ成シ大業ヲ遂ケムトスルヤ、先ツ身体ノ確立ヲ計ラズンバアル可カラズ。即チ方今宇内萬國ノ教ヲ設クル、其ノ至大至要ナル者三アリ。而シテ体育、其ノ首ニ居ル所以ナリ。

抑モ体育ハ、之レヲ家ヲ造ルニ譬フレハ、猶ホ基礎ノゴトシ。凡ソ人ノ家屋ヲ造ル者先ズ其ノ基礎ヲ堅牢ナラシメザル可カラス。然ラズンハ、僅々ノ歲月ニシテ、左傾右側、殆ト將ニ顛覆ニ至ラムトス。且ツ一旦風雨ノ變アル、將タ何ニヲ以テ之レヲ支ヘム。然ルニ世ノ家屋ヲ造ル者、能ク此ノ基礎ノ鞏固ヲ圖リテ之レヲ爲ス者蓋シ尠シ。世人ノ体育ニ於ケルモ亦然リト爲ス。今ヤ人民ノ或ハ官ニ奉スル者。或ハ學術を専修スル者。其ノ他商ト工トニ従事スル者。又一朝國民兵ノ擧ニ遭遇スル者。身体健康ナラザレハ、能ク其ノ業務ヲ終フルコト能ハス。特ニ學生ニ在リテハ、日々學術ニ従事シ、踞坐靜安ヲ主トシ、回旋ノ動作少ナクシテ、心腦ヲ役スルコト多シ。猶ホ尚ホ一層、体育ヲ重ンシ身体ノ強壯ヲ謀ラサル可カラサルナリ。

体育ノ必要ハ、人々既ニ能ク之レヲ知レリ。而シテ能ク之レヲ踐行スル者幾ト稀ナリ是レ余カ輩ノ竊ニ慨歎スル所ナリ。顧フニ其ノ然ル所以ノ者ハ、他ナシ世人猶ホ未タ体育ノ至大至要ナルヲ信スル薄キト、世間体育訓導所ノ設ケ無クシテ、之レヲ為スニ便利ナラザルトニ因ニナリ。而シテ又体育ナル者、其ノ初メハ筋力ヲ勞シ、氣息喘キ目眩シ、一時頗ル困難ヲ覺エ、且ツ其ノ事タル兒戲ニ類シテ、輒モスレハ之レヲ忌惡スル者、又少シト爲サズ。然レドモ之レヲ耐忍スル僅ニ二三旬ニ及レバ、氣平カニシテ神怡ビ、快然トシテ百事ニ任フルアラムトス。

体育ノ重キハ既ニ此クノ如シ。即チ余カ輩以爲ヒラク、体育ヲ盛ニシテ國民ノ強壯ヲ謀ルハ、蓋シ國家富強ヲ圖ル大本ナリト。故ニ今ヤ体育訓導所ヲ市

中に設ケ、以テ人々容易ニ運動養成ノ需ニ應セムトス。而シテ余レハ以爲ヒラク國民ノ体育ハ、當時ノ兵事教育ニ益アル者ヲ以テ最モ可ナリト爲スト。故ニ運動ノ具多シト雖モ器械体操ヨリ善キ者ナシ。因リテ本會ハ専ラ器械体操、並ニ兵式体操、劍術ノ二科トス。冀ハクハ同感諸君、之レヲ贊襄シ来リテ、之レヲ鍛鍊セラレ、一ハ以テ自己ノ將來ヲ謀リ、一ハ以テ國家富強ノ本ヲ建成セラレンコトヲ。

このように日高は、「健康でありたいと思うなら運動するのが最も良い」と説きながら、運動して健康を獲得することは自分自身の将来の学究生活や労働生活のためであり、それが同時に富国強兵に繋がるのだと訴えている。従って、体育とは個人においても、そしてまた国家においても重要な関心事とならねばならないとも考えていたと言えよう。このことは、個人の健康問題（つまり個人衛生の問題）として看過するのではなく、国家が国家衛生（今日の公衆衛生）の立場から国の政策として、その問題に取り組むべきだと基本的な考えを日高自身が抱いていたことを示している。国が無理なら、私的（民間）団体がこの国家的一大事業に着手せねばならないという立場である。

言うまでもなく、近代国家は国民国家と産業（工業）国家の二つの側面を有する。前者の国民国家とは国民が主役となる国家のことであるが、国防の主役もまた国民に求められる。従って国家の急務にいつでも応え得ることを目的にして、国民なら誰もが国家のために自身の身体を強健・強壯にしておく義務を認識しておかねばならないということになる。また、後者の近代国家の側面、即ち産業国家を進展させるためには、近代的産業労働に従事しうよう身体を強健・強壯にしておかねばならないと言うのである。国家はこうして国民の身体を強健・強壯にするための政策を掲げ、これを推進していく必要がある。いわゆる「身体の国民化」政策の推進である。国家は軍隊や学校の中で広く国家衛生の観点から体育政策を推進してきたが、日高は学校外で国民のために体育を奨励・促進しようとした。近代国民国家建設のために、民間にあって国民体育を奨励・促進しようとして、「日本体育会」を設立し、その拠点にしようとしたのである。

2) 国民体育の推進組織としての「日本体育会」

日本体育会設立の趣旨からヨーロッパ近代の体育理論を読み解くことはできる。しかし、日本体育会がヨーロッパないしアメリカにおけるどのような体育推進組織をモデルにしたのかについてはまでは読み取ることができない。しかしそれでも、ドイツの体育組織が日高の「体育会」構想にあたってひとつのモデルになったので

はないかと推察される。なぜなら、日本体育会設立の事情について最も詳細に研究を展開している木下秀明は、日高が体育会の設置にあたって参考にした海外の体育組織について次のように証しているためである³²⁾。

彼（日高、引用者注）が体育に注目した最大の理由としては、軍事教育の前提である体格・体力問題や、軍事教育の第一段階として重視されていた体操に対する彼の関心が指摘できよう。すなわち、彼は軍曹時代に「隅々」読んだ「普仏戦争におけるヤーンの軍事体育説と瑞典におけるリングの衛生的体育説」から大いに得るところがあり、「この両者の説を折衷して国民体育たらしむるを適切」と考えるに至っている。

上記の引用は日高が軍曹時代にすでにドイツ語に長けていたこと、退役後に再びドイツ語を学んでいることを間接的に教えてくれるもので、彼がヤーンの体育術を淵源とするドイツの体育組織（=Turnverein）に強い関心を抱いていたことを雄弁に語るものでもある。

なぜなら、ヤーンが命名したといわれる“Turnen”は中世の“Turnier”を語源とし、「馬上槍試合」を原意とするので³³⁾、軍事予備教育として奨励された“Turnen”（体育）は日高の「体育会」設立の意図と合致するからである。ヤーンに発する“Turn”+“Verein”は「体育」+「会」と邦訳することが可能であることからすれば、日高がヤーンの組織から影響を受けたと解することができよう。このことについて、日高の体育理論に影響を与えたと推される大谷清の論考は注目し値する。なぜなら、その中にプロイセンの「躰育會」に関する記述が確認されるからである。大谷は明治24（1891）年1月発行の『有文会誌』にて「躰育要旨」と題し、次のように紹介している³⁴⁾。

而シテ身躰發育ノ目的ヲ以テ、全身ヲ操練スルノ躰操ハ、瑞西人ニ始マリ、漸次各國ニ傳播シ、各國モ亦タ多少ノ改良ヲ加ヘ、特ニ普魯西ニ在リテハ一千八百五十三年全國教育ノ一科ニ列シ、加之躰操會ヲ開キ公衆ノ參會ヲ請ヒ、盛ニ之レヲ獎勵シ、且ツ人民亦タ之レニ應シタルヲ以テ、益々其ノ聲價ヲ増シ、到ル處團ヲ為シ躰操ヲ實施スルニ至レリ。是ヨリ普魯西ノ國勢恰モ日ノ昇ルカ如ク、壤太利、佛蘭西、噠馬等ノ諸國共ニ側目スルニ至リシハ、蓋シ體育ノ功與リテカアリト云フ。

以上の引用はドイツ（プロイセン）以外の国の体育に関する記述に比べ、プロイセンの「躰操會」、すなわち“Turnverein”に関してより詳しく紹介されている

ことを示している。従って、日高が「体育会」を構想するにあたって、ドイツの体育組織を参考にしたであろうことは推察できるわけであるが、資料的にこれを断ずるだけの価値は残念ながら控えねばなるまい。しかし民間にあつて、「学校体育」以外に国民のために体育を提供する機会や場を構想するには、ドイツの例に倣うのが適切であると日高が考えたとは解することは可能ではなからうか。彼が国民体育の推進組織として具体的にどのような形態が適当と考えたのか、以下に日高が立ち上げた「体育会」の運営方法及び運営組織から若干の検討を加えておきたい。

①運営方法

明治26（1893）年11月現在、「体育会」の事務所は東京市牛込区薬王寺前53番地に置かれ、翌27（1894）年7月に同区柳町25番地に移転した。本会が誕生したのが明治24（1891）年8月11日であることから、当初は創設者日高の自宅に事務所が構えられていたとみなければなるまい。最初の事務所所在地が不明な上、創立当初の組織の在り方も明確ではない。よって、本会は走りながら組織固めがなされたと推されよう。

その最初の組織固めは、明治25（1892）年4月18日に図らている。その日に8名の評議員が委嘱され、評議員会において重要案件が諮られ、議決・施行の運びとなっているからである³⁵⁾。このように組織としての体裁を整えることによって、明治25（1892）年6月13日付にて「体育会」の名称を「日本体育会」に改め、東京府に願ひ出て団体としての認可を受けることができたと言えよう。そして同年12月に、次に掲げる「日本体育会職制」が制定され³⁶⁾、本会を運営するための強固な組織が築き上げられていったのである。

この職制が制定された時点で、本会の組織は全国的に展開する予定であったことがわかる。表1の末尾に「追テ地方ニ本会支部ヲ設クル時ハ更ニ其職制ヲ定ム」と記されているからである。早くも翌明治26年7月29日には「支部会職制」が制定され、その内容は表2に掲げた通りである³⁷⁾。

このように日高は、中央の日本体育会を中心に地方に府県支会を結成することを決定し、事業の拡大を図っていった。そして本会を「会員制クラブ」組織とし、会費の徴収によって運営資金を確保していかうとしたのである。そのため、明治25（1892）年4月18日付にて以下に掲げる「体育会評議員会並ニ賛助会員ノ規約」³⁸⁾を定め、会費及び会費徴収のための基準を設定した。

このように日本体育会は「会員制クラブ」組織としてスタートした。しかし会費の納入という習慣は明治期の市民には馴染まなかったとみえ、その徴収は儘ならなかったようである。会費を入会金として徴収した

日高藤吉郎による「日本体育会」設立とドイツ体育

表1 日本体育会の職制

一 総裁(皇族殿下ヲ推戴ス)	一名
一 会長(評議員幹事長及場長ヲ統督シ会務ヲ綜理ス)	一名
一 顧問員(総裁及会長ノ顧問ニ応シ会務ヲ賛輔ス)	若干名
一 評議員(会長ノ命ヲ承ケ会務ヲ討論議決ス)	若干名
<事務部>	
一 幹事長(会長ノ命ヲ承ケ本会一切ノ事務ヲ掌理ス)	一名
一 幹事(幹事長ノ命ヲ承ケ庶務会計ノ事ヲ分掌ス)	若干名
一 書記(幹事ニ屬シ各其事務ニ服ス)	若干名
一 医員(幹事長ノ命ヲ承ケ衛生事務ヲ担当ス)	若干名
<教育部>	
一 場長(会長ノ命ヲ承ケ体育場内ノ諸事ヲ管理シ及教授ヲ監督ス)	若干名
一 検定員(会長ノ命ヲ承ケ練習生技術ノ優劣ヲ検定ス)	若干名
一 教授(場長ノ旨ヲ承ケ各科ノ教授ヲ分掌ス)	若干名
追テ地方ニ本会支部ヲ設クル時ハ更ニ其職制ヲ定ム	

表2 地方支部会の職制

一 本會ノ主義ヲ普及セン爲メ本部ト地方ノ連絡ヲ通ジ事業ノ擴張ヲ圖ルヲ以テ各府縣ニ支會ヲ設ク其職制左ノ如シ但教育部ハ前項定ムル処ニ隨フ	
支會職制	
一 支會長(総裁及會長副會長ノ旨ヲ承ケ支會一切ノ事務ヲ管理ス)	一名
一 理事(支會長ノ命ヲ承ケ庶務會計ノ事ヲ担任ス)	一名
一 書記(理事ニ屬シ各其事務ニ服ス)	若干名

表3 体育会評議員会並びに賛助会員規約

一 本會ハ若干ノ評議員ヲ依囑シ總テ樞要ノ事件並ニ諸則ハ其決議ヲ經テ施行スルモノトス
二 本會創始者ハ評議會ニ參スルモノトス
三 本會ノ擴張ヲ圖ラン爲メ廣ク有志諸彦ノ賛助ヲ求ム之ヲ賛助會員ト云フ
四 賛助會員ヲ分テ三種トス
一 名譽賛助會員
二 特別賛助會員
三 賛助會員
五 名譽會員ハ本會ニ於テ殊ニ推戴若クハ本會ヲ賛助スル貴紳トス
六 特別會員ハ一時ニ金三圓以上寄附セラレタル諸彦及ビ賛助會員ニシテ月々ノ出金積テ金三圓ニ達シタル諸彦トス
七 賛助員ハ毎月金十錢以上ヲ補助セラルル諸彦トス
八 各賛助會員ハ永久ニ本會ニ名籍ヲ存シ特別ノ待遇ヲ爲スモノ
九 本會ニ關スル樞要ノ諸件並ニ収入支出ノ會計決算書ハ各賛助會員ニ報告ス
十 賛助會員ヨリ紹介スル練習生ハ人員ニ限ラズ一ヶ月ノ入場券特ニ半價トス
十一 賛助會員ニハ左ノ會員證ヲ送呈ス(會員証ハ省略)

ため、年会費のように毎年恒常的に会員から会費を徴収することはできなかった。そのため、新規会員獲得のための手段として会員に特典を与えるという優遇対策が採られることとなった。家族ぐるみでの会員や隣近所をまとめたの会員が確保されたのである。この一方で、本会の社会的地位の向上にも余念がなかった。多くの皇族を推戴名誉賛助会員に迎え、それが結実し、明治25(1892)年末には「内閣総理大臣以下各大臣会員ニ加入シ現在ノ会員数凡八百余名ノ多キニ達」し、翌26(1893)年4月には1,000名の大台を突破、同28(1895)年1月には合計2,003名にも会員数が及んでいる³⁹⁾。さらに、東京府内をはじめ入会者の範囲が全国に及び、北海道・京都・大阪・兵庫・埼玉・千葉・愛知・静岡・山梨・岐阜・宮城・岩手・青森・神奈川・山形・秋田・福井・石川・広島・和歌山・大分・熊本・茨城・対馬・栃木・群馬・鹿児島から会員として名簿に名を連ねている。

民間の体育組織として運営資金を確保するには会費徴収は必須事項であるが、この組織論は先に引用したプロイセンの「躰育會」にみる組織論と類似している。「組織論」(組織の在り方)という側面においても日本体育会はドイツの体育論をひとつのモデルとして創立されたのではないかとみなすことができそうである。

5. ドイツの Turnverein と日本体育会の比較検討—結びにかえて—

日本体育会の設立にあたって、日高はドイツ体育とスウェーデン体育をモデルにしたのではないかということが彼の論稿(体育論)から推察されるが、明治24(1891)年以前にスウェーデン体育が日本に移入された事実はみられないことから、日高による日本体育会のモデルはむしろドイツの体育に求めることができよう。ここでいうドイツ体育とはヤーンによるドイツの国民体育のことを指すわけだが、これに対して明治24(1891)年以前にアメリカのアマースト大学で学んだリーランドが明治11(1878)年に体操伝習所に伝えた体操の系譜からスウェーデンの体育に影響を受けているのではないのかという視点を持ち出すことができる。しかし、リーランドが伝えた体操はダイオ・ルイスによって提唱された体操(カルセニックス)であることから、直接的にスウェーデンの体育を日高が日本体育会の設立にあたってそのモデルにしたとみなすことは断言できまい。

本稿は日本体育会の創設者日高がヤーンのドイツ体育に着目していたことから、日本体育会を設置せんとしたヒントをドイツの Turnverein(体育クラブ)から得たという立場をとるものである。そこで、ドイツの Turnverein とはどのような組織であったのか、まずは

その梗概を示しておきたい。

ここで言うツルンフェラインとはヤーン(Jahn F. L.)が1810年にグラウエ・クロスター(Graue Kloster)の学校(男子)とペスタロッチ青少年学校(Plamann's Pestalozzian School for Boys 独語表記)において教鞭をとっていた際に少年たちに活発な砂運動を勧め、その際に懸垂棒や跳躍用スタンドなどからなる運動場を考案したが、翌1811年6月にベルリンの郊外のハーゼンハイデで最初の運動場を開設している。この空間は塀を巡らした長方形で、更衣のための小屋と器械器具が備えられていたと言う。塀の外も運動のための空間として利用されたが、それらの施設の維持管理のために少年たちは少額の会費を納入している。この諸施設器具は生徒のために用意されたものであるが、休祭日には一般にも開放されていた。この時の経験を活かし、1816年に協力者のアイゼレン(Eiselen)とともに著わしたのが有名な「ドイツ体育術」(Die deutsche Turnkunst)であった。本書が体育愛好家らのバイブルとなり、ドイツ全土で結成された「会員制クラブ」(Turnverein)の会員の練習及び施設・プログラムの構成と管理に関するガイドラインとなっていった。こうして当該社会に根付いた“Turnverein”は「スポーツクラブ」(Sportverein)へと発展し、今日に至っている⁴⁰⁾。1860年にドイツの体育家たちにより、第1回ドイツ青少年体育祭が開催され、全国レベルでの統合に成功している。このことを契機に1868年にはドイツ体育連盟(Deutsche Turnerschaft)が結成され、ドイツだけでなくオーストリアの体育クラブ(Turnverein)の統合団体として、会則に則って運営されていったのである⁴¹⁾。

以上がドイツにおける体育クラブとドイツ体育連盟との関係であるが、ドイツの場合、地方及び都市で結成されていた「体育クラブ」はこれを統合する全国的組織の傘下に置かれるという道筋を辿ったことが解る。これに対して、日本体育会はまず中枢となる本部(全国的組織)を設置し、その傘下に支部(各道府県会)を置くという順序で創り上げられていく。しかし、会費制による運営を目指し、国民統合の装置として機能することが目指されていたという側面ではドイツも日本も軌を一にしている。よって、西洋的な身体運動の基本形式とそれを実施するための環境整備を推し進めようとした日本体育会の設立に、創設者日高藤吉郎が参考(モデル)にしたものは、おそらくドイツの体育論、とりわけヤーンに発する Turnverein と Deutsche Turnerschaft ではなかったであろうかと推察するものである。

謝辞 本研究(論文の作成)にあたっては、本学谷釜了正教授より史資料の御提供とともに、多くの御教示を戴きました。改めて御礼申し上げます。

6. 注記及び引用・参考文献

- 1) 日高の人物像や日本体育会創設に関する詳細な研究とは、次の通りである。
 - ①木下秀明：「日本体育会創始者日高藤吉郎について」, 体育の科学, 1961年8月号(第11巻8号), pp. 359-365
 - ②木下秀明：「明治体育史に登場する人たち」, 体育の科学, 1961年9月号(第11巻9号), pp. 307-309
 - ③木下秀明：「学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史」, 1973年12月, pp. 29-31, 66-132
 - ④学校法人日本体育会百年史編纂委員会：「学校法人日本体育会百年史」, 1991年10月, pp. 9-60
- 2) 日本体育大学日本体育大学女子短期大学部：「近代日本の体育・スポーツ史の原風景—日体大への招待—」(改訂第3版), 2009年3月, p. 5及び同改訂第4版(2010年4月), p. 5の中でいずれも「この体育組織のモデルはドイツの体育協会(ツルンフェライン)に求められるといわれています。」と指摘され、「日本体育大学120年探訪—日体大への招待—」(2012(平成24)年6月刊)においても、「この体育組織のモデルはドイツ体育協会(ツルンフェライン)に求められるといわれています。」と記されている。さらに、谷釜了正：「明治期における日本人の身体の国民化の過程に関する研究—日本体育会の事業にみる国民体育の振興に着目して—」, 日本体育大学大学院体育科学研究科, 2002(平成14)年3月においては、「ドイツ体育連盟」(ドイツツルナーシャフト)の影響があったことが指摘されている。しかし、詳細にわたって検討され導かれた結論ではない。
- 3) 坪川辰雄：日本体育会の落成式, 『風俗画報』第212号, 1900(明治33)年6月, pp. 4-6
- 4) 東京教育大学体育史研究室：「図説世界体育史」, 新思潮社, 1964年9月, p. 272
- 5) Mann Robert James: 「ゲソンドヘイドレール」(原書表記不明), 1850年
杉田玄白の立脚の養子となった玄端が、英国医官のロベルト・ゼームス・メンの著書の蘭訳本をさらに訳述刊行したもので全14編からなり、「公共健全学」の名称のもと概要が記され、その重要性が指摘されていると言う。(新村拓：「健康の社会史—養生、衛生から健康増進へ—」, 法政大学出版局, 2006(平成18)年10月, pp. 94-95)
- 6) 東京教育大学体育史研究室：「図説世界体育史」, 新思潮社, 1964年9月, p. 274
- 7) 東京教育大学体育史研究室：「図説世界体育史」, 新思潮社, 1964年9月, p. 279
- 8) ジュクロは、明治7(1874)年から同10(1877)年まで陸軍外山学校に教師として勤務し、その後刊行された『体操教範：器械之部』(明治17年)及び『同：高尚器械之部』(明治21年)の前提となった実地指導に深く関わっていた。
- 9) 東京教育大学体育史研究室：「図説世界体育史」, 新思潮社, 1964年9月, p. 287
- 10) 医学的合理主義に基づく体操とその用器具(亜鈴、棍棒、球竿、木環、豆囊)の普及を図るもので、手具を用いる軽体操であることから普通の人なら誰でもできるという意味で、当時リーランドの通訳を務めていた坪井玄道が「普通体操」と呼んだことによる。
- 11) Daniel Paul Schrever: Arztlische Zimmer-Gymnastik, 1855
「榭中体操法図」には、45種の身体各部分の運動を殆どもれなく集めている。
- 12) 木村吉次：「日本近代体育思想の形成」, 杏林書院, 1975年4月, p. 338
本書の中で、『体育における伝統と近代化：エルビン・ベルツの批評』と題してベルツが取り上げられている。(pp. 73-90)
- 13) 日本体育会：「内外名家体育論集」, 1902(明治35)年, pp. 202-203
- 14) 真行寺朗生, 吉原藤助：「近代日本体育史」, 日本体育学会, 1928(昭和3)年, p. 83
- 15) 「日高藤吉郎履歴書」：私立成城高等学校(現在)保管資料より
- 16) 今村嘉雄：「明治体育史に登場する人々：ジョージ・アダムス・リーランド」, 体育の科学, 1961年8月号(第11巻8号), pp. 415-418
- 17) 岸野雄三：「近代日本学校体育史」, 東洋館出版社, 1959(昭和34)年, pp. 9-11
- 18) 谷釜了正：「明治期における日本人の身体の国民化の過程に関する研究—日本体育会の事業にみる国民体育の振興に着目して—」, 日本体育大学大学院体育科学研究科, 2002(平成14)年3月, pp. 215-220
- 19) 日高藤吉郎：「学生ノ心得」, 有文会誌第10号, 1891(明治24)年6月, pp. 23-26
- 20) 日高藤吉郎：「器械体操効験ノ綱要」, 有文会誌第15号, 1882(明治15)年1月, p. 55
- 21) 同上, pp. 55-58
- 22) 大谷清は当該の論考を5回にわたって寄せている。
 - ①大谷清：「体育要旨」, 有文会誌第3号, 1890(明治23)年12月, pp. 9-11
 - ②同上, 第4号, 1891(明治24)年1月, pp. 8-12
 - ③同上, 第5号, 1891(明治24)年2月, pp. 4-6
 - ④同上, 第6号, 1891(明治24)年3月, pp. 3-8
 - ⑤同上, 第9号, 1891(明治24)年6月, pp. 7-12
 なお、この連載は次の内容で構成されている。
 体育要旨：「総説」「体育ノ種類 第一普通体操、第二兵式体操」「体操ノ効験」「結論」
- 23) 大谷 清：「体育要旨」, 有文会誌第3号, 1890(明治23)年12月, p. 9
- 24) 大谷 清：「体育要旨」, 有文会誌第4号, 1891(明治24)年1月, p. 8
- 25) 大谷 清：「体育要旨」, 有文会誌第4号, 1891(明治24)年1月, p. 8
- 26) 大谷 清：「体育要旨」, 有文会誌第5号, 1891(明治24)年2月, pp. 4-6
- 27) 大谷 清：「体育要旨」, 有文会誌第9号, 1891(明治24)年6月, pp. 7-12
- 28) 谷釜了正：「明治期における日本人の身体の国民化の過程に関する研究—日本体育会の事業にみる国民体育の振興に着目して—」, 日本体育大学大学院体育科学研究科, 2002(平成14)年3月, p. 219
- 29) 長谷川朗：「体育ノ話」, 有文会誌第32号, 1893(明治26)年6月, pp. 15-22
- 30) 日高藤吉郎：「体操論(第一, 二, 三)」, 有文会誌第14号, 1891(明治24)年12月, pp. 48-49

- 31) 日高藤吉郎：「日本体育会設立ノ要旨」，有文会誌第14号，1891（明治24）年12月，pp. 48-49
- 32) 木下秀明：「日本体育会創立者日高藤吉郎について」，体育の科学第11巻8号，1961（昭和36）年1月，p. 363
- 33) 波多腰が指摘した見解であるが，彼は「ヤーンによれば、『トゥルナー』は『兵』を意味し，人々に中世の『馬上槍試合（Turnier）』を想起させるものであった。」（波多腰克晃：「国民娯楽としてのドイツ・オリンピックーセダン祝祭から1922年ドイツ競技大会開催に至る経緯一」，日本体育大学紀要第38巻第2号，2009年3月，p. 77）と示していることを根拠に本研究では論の展開を試みた。
- 34) 大谷 清：「躰育要旨」，有文会誌第4号，1891（明治24）年1月，p. 9
- 35) 木下秀明：「学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史」，1973（昭和48）年12月，p. 82
- 36) 「日本体育会職制」：有文会誌第27号，1893（明治26）年1月，p. 65
- 37) 木下秀明：「学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史」，1973（昭和48）年12月，p. 87
- 38) 「体育会評議会並ニ賛助会員ノ規約」：有文会誌第19号，1992年（明治25）年5月，pp. 51-52
- 39) 木下秀明：「学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史」，1973（昭和48）年12月，pp. 100-102
- 40) このことについては，次の論稿において言及されている。
 ①バンダーレン著，加藤橘夫訳：「体育の世界史」，ベースボールスボールマガジン社，1969（昭和44）年，pp. 215-126
 ②E. A. ライス著，今村嘉雄他訳：「世界体育史」，不昧堂出版，1978（昭和53）年，pp. 112-119
 ③松尾順一：「ドイツ体操祭と国民統一近代ドイツにおける全国体操祭に関する史的研究（1860～1880）一」，創文企画，2010（平成22）年9月，p. 27
- 41) 「ドイツ体育連盟」については，次の文献に詳説されている。
 ①P. レーティッヒ著，岸野雄三監訳：「スポーツ科学事典」，プレス・ギムナスチカ，1981（昭和56）年，pp. 277-78
 ②E. A. ライス著，今村嘉雄他訳：「世界体育史」，不昧堂出版，1978（昭和53）年，p. 118

<連絡先>

著者名：萩 浩三
 住 所：東京都世田谷区深沢7-1-1
 所 属：体育史研究室
 E-mail アドレス：k-ogi@nittai.ac.jp